平成２４年（フ）第３７１号
兵庫県川西市美園町９番18号　206、前住所兵庫県伊丹市荻野４丁目49番地　102
破産者　上田　　優
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
愛知県豊田市田中町５丁目38番地　第２聖心清風西寮、開始決定時の住所兵庫県伊丹市西台２丁目７番21―201号
破産者　中桐　勝弘
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
兵庫県伊丹市春日丘６丁目16番地３、前住所大阪市中央区東心斎橋１丁目13番29―906号
破産者　佐々木孝志（旧姓廣瀬・倉橋）
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
兵庫県伊丹市昆陽３丁目86番地１荻埜マンション302号、前住所兵庫県伊丹市南野４丁目９番33―203号
破産者　石井　　聡
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
兵庫県加古川市平岡町新在家716番地の８東加古川ハイタウンＤ―104号
破産者　三浦　義治
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５２号
兵庫県加東市上中２丁目16番地　県住上中団地１―104号、前住所兵庫県加東市上滝野683番地
破産者　平岡　利憲
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第５４号
兵庫県加東市上滝野659番地１　ルシエルたきの203号
破産者　森山　輝一
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第９号
和歌山県御坊市薗595番地２　クレスパ御坊203号、前住所和歌山市松島244番地の１　ソレイユＭⅢ101号室
破産者　江川　雅光
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第５６号
徳島県徳島市津田町３丁目１番37―301号、旧住所徳島県阿波市阿波町下喜来南246番地３
破産者　大隅　和彦
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３９号
愛媛県松山市西長戸町179番地17
破産者　日野　利夫
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７４号
福岡県久留米市東櫛原町764番地１　東櫛原35ビル101号
破産者　青木　鈴香
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２９号
宮城県気仙沼市角地81番地２
破産者　菅原　安雄
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第３８号
神奈川県横須賀市追浜南町１丁目11番地
破産者　小野　　格
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２３号
長野県伊那市手良中坪1702―４、住民票上の住所長野県諏訪郡下諏訪町3492番地イの３
破産者　岩波眞理子
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１３２号
静岡県熱海市青葉町９番13号
破産者　西村　浩一
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
静岡県伊東市八幡野1079番地の79
破産者　肥田　安久
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９７号
愛知県一宮市木曽川町門間字福塚前57番地１サンライズ福塚103号
破産者　青木　洋子
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１８２号
愛知県江南市前野町西173番地
破産者　筒井　義幸
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部